

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 2 年 8 月 3 1 日 (月 曜 日)		開 議	午 後 1 時 0 0 分
			閉 議	午 後 1 時 1 2 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 浅田 赤坂 藤本 西口 < 齊藤議長 > < 奥野副議長 >			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、熊谷係長、鈴木議事調査係長			
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 2 名 (富 谷 、 山 本)

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

[木曾委員長 開議]

1 9月議会の傍聴について

[事務局長 説明]

・亀岡市議会では、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、従来のような傍聴を実施する時期ではないという判断を前提としている。これを踏まえ、地方自治法の考え方等により総合的に勘案すると、住民の「傍聴の自由」に配慮し、インターネット中継等で議会を視聴できることで会議公開を一定担保しつつ、住民に理解を求めながら「傍聴自粛」としておくことが得策であると考えます。

<木曾委員長>

地方自治法と議会基本条例で、会議は公開することとなっている。このため、傍聴を中止することはできないのではないかとということである。6月議会と同じように進めていくこととしていきたい。

<三上委員>

極論で提案したので、気を遣ってもらったことになった。会派でも柔軟に決定すべきという意見であった。しかし、地方自治法及び議会基本条例の条文と傍聴との関係は少し違うと思う。傍聴を断ったからといって、公開していない訳ではない。公開イコール議場の傍聴ではない。どうしても議場の傍聴ができない時には、インターネット中継で公開していることで成り立つと思う。落下物により傍聴席に事故の危険性がある時には、入ることができないことになる。その場合は仕方なく、インターネット中継を視聴してもらうことになる。時と場合によってはあり得ることであり、法を逸脱しているわけではないと私は思う。今回の決定には従う。

<西口委員>

三上委員の意見と同じ思いである。傍聴に来たい人には、我々から直接自粛のことを伝えている。この点を、すべての議員がしっかりと認識しておかないと公平性に欠ける。これだけは申し添えておきたい。6月議会と同じ取扱いをすることとして、傍聴者の席と議員の席の区画はしっかりと守っていただきたい。

<木曾委員長>

今回の議会も、6月議会と同じように進めることとする。

2 環境事業公社の吉川小学校学習支援事業について

[事務局長 説明]

[赤坂委員（広聴部会委員長） 説明]

・9月3日の意見交換会は事情により中止にした。別紙No.2のとおり「こども議会」に向け進めていくが、新型コロナウイルスの状況を見ながら対応していきたい。

<木曾委員長>

このように進めていくことを了承いただけるか。

<三上委員>

子どもたちが希望しているので応えていこうと思う。来年1月に議場か全員協議会室に来てもらって実施することになっているが、その時に新型コロナウイルスの状況がどうなっているのか。議場も見たいと思うが、傍聴自粛との整合性のこともある。

<赤坂委員>

新型コロナウイルスの状況を見ながら対応していきたい。できるだけ進められるようにしていきたい。

3 その他

(1) 次回の議会運営委員会

[事務局長 説明]

13 : 12